

①総報酬月額相当額

=その月の標準報酬月額+賞与額*÷12

※賞与額=その月以前の1年間の標準賞与額の合計額

②基本月額

=老齢厚生年金の年金額÷12

(加給年金額は除きます)

①総報酬月額相当額 + ②基本月額の合計額が

28万円以下

28万円を超える

老齢厚生年金は
全額支給されます

老齢厚生年金は支給停止されます

②基本月額が

28万円以下

28万円を超える

①総報酬月額相当額が

①総報酬月額相当額が

48万円
以下

48万円
を超える

48万円
以下

48万円
を超える

計算式 1

計算式 2

計算式 3

計算式 4

1ヶ月当たり
支給停止額の
計算式

計算式 1 (総報酬月額相当額+基本月額-28万円)×1/2

計算式 2 (48万円+基本月額-28万円)×1/2+総報酬月額相当額-48万円

計算式 3 総報酬月額相当額×1/2

計算式 4 (48万円×1/2)+(総報酬月額相当額-48万円)

●支給停止額が在職老齢年金額を上回るときは、在職老齢年金は全額支給停止になります。 ●在職老齢年金が全額支給停止となったときは、加給年金額も支給停止となります。 ●厚生年金基金に加入されたことのある方は、基金の年金(代行部分)も含めて支給停止額を計算することとなります。 ●上記により計算した結果は、実際の支給停止額とは異なる場合があります。